

- ◎ 財形情報 1/番号法と財形事務の関係に不信広がる
  - ◎ 財形情報 2/海外転勤と継続適用不適合事由該当及び払出しの関係
  - ◎ 緊急提言
  - ◎ 財形Q & A/代金納付期限通知書での払出しは
  - ◎ 財形商品金利 都銀 労金 信託 長信銀 証券 生保 損保 ゆうちょ銀行
- 6月22日現在

## 財形情報 1

# 番号法と財形事務の関係に不信広がる

- 財形への影響がわかりにくく関係者は疑心暗鬼状態 -

番号法の施行時期が視野に入ってきて財形貯蓄の事務にどのような影響が生ずるのか、疑問が深まっている。個人情報保護法よりさらに厳格な取扱い(特定個人情報)が必要となることから、金融機関は神経質にならざるを得ないようだ。ただ、現時点では個別対応にとどまっており、財形制度全体で処理可能となる統一的な事務対応にはやや遠い状態である。当初、金融機関にはそれほどの負荷が生じないのではと捉えられていたが、ここへきてそうでもなさそうとの見方が強い。弊社でも断片的な情報しかない状態であるが、今後継続的に取り上げていきたい。

### 番号法基礎知識

番号法で使用される用語で財形に関連してくると考えられるものを確認してみる。

#### ①特定個人情報

番号法は個人情報保護法と違い、本人の同意があっても利用目的の

範囲を超えて特定個人情報を利用してはならないと定められているが、特定個人情報とは「個人番号を内容に含む個人情報」をいう。

#### ②特定個人情報の提供

番号法では特定個人情報を限定的に明記された場合を除き提供することはできないとしている。事業主が従業員に個人番号の提供を求めることになるのは、社会保障、税及び災害対策に限定される。特定個人情報を提供できる具体的ケースが定められている(第19条)が、その中に「本人又は代理人から提供される場合」があり、本人又は代理人は個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対し、本人の個人番号を含む特定個人情報を提供することが認められている。

●個人番号関係事務実施者：民間企業(金融機関)、税理士、社会保険労務士など

●個人番号利用事務実施者：税務

署、年金事務所、健保組合、ハローワークなど

財形非課税関係で個人番号を書類に記載する根拠はここにあるとされる。その背景は税の厳正管理のため税務署が個人の利用状況を確認するということであろう(第14条で利用可能としている)。

### 番号法と財形非課税

番号法に基づいて財形非課税関係の各書類に個人番号、法人番号、金融機関番号の記載欄が設けられ、平成28年1月使用分より、これらの番号を記入することになるが、当面新様式ではなく旧様式のどこかに各番号を記載することで処理できないかとする声が多い。各企業では非課税申告書等に独自の様式を使用しているケースもあり、余部もある場合には一律に新様式に代えなければならないのではもったいない、と考えるようだ。新旧様式の入替えに猶予期間ができればいいが、法令事項ではないだ

## 平成 27 年版「財形徹底活用ガイド」 5 月 30 日発行

24 年版には掲載できなかった復興特別所得税関連を始め、27 年度からスタートする育児休業等による積立中断の取扱、マイナンバー法と財形の関係、さらに財形住宅貯蓄関連の新設質疑応答を加えて最新内容で構成。 ご注意 FAX 03-3222-6008 E-Mail tatsu@libros.co.jp

けに税務当局との交渉が必要になるだろう。統一的な取扱いのためにどこかが音頭をとるべきと思われる。

財形非課税申告書等に記載される番号の意義をみってみる。申告書類は法令に基づき、勤務先及び金融機関を通じて所轄税務署へ提出されることになるが、実際には金融機関に提出されたことをもって税務署へ提出されたものとみなされる。この場合、勤務先及び金融機関が個人番号関係事務実施者となり、勤務先は加入者から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供することになる。

書類の提出義務者である個人番号関係事務実施者が個人番号の提供を受けたときには、本人確認を行う必要がある。個人番号の利用に関しては、成りすましを防止するため厳格な本人確認が義務付けられている。財形関係では勤務先が加入者から個人番号の提供を受ける際に実施することになる。

したがって、金融機関は本人確認後の書類の提供を受けたことになり、そのまま受け入れることで差し支えないことになろう。

### ●本人確認の方法

本人確認には、記載された個人番号が正しいことの確認(番号確認)及び書類提出者自身が番号の正しい持ち主であることの確認

(身元確認)が必要となる。方法としては、①個人番号カード(番号確認と身元確認が可能)、②通知カード(番号確認)と運転免許証(身元確認)、③個人番号が記載された住民票の写し(番号確認)と運転免許証などの提示が考えられる。

ただし、財形では雇用関係にある者の身元は事業主自身が本人に間違いなことが判断できるので、番号確認作業だけで済ますことができると考えられる(国税庁QA)。

### ●書類の保管

財形非課税関係の書類は事業主及び金融機関が保管することになるが、特定個人情報の管理に関してもかなり神経質にならざるを得ないと思われる。特定個人情報の提供を受けた個人番号関係事務実施者は、第三者への提供は禁止される。同一会社内で営業部の従業員の個人番号が源泉徴収票作成のため経理部に提出された場合は提供ではなく利用とされ認められるが、他の事業者へ個人番号が移動することは認められない。法令上管理の方法に関しては明確に定められていないが、個人番号関係事務実施者側の誰もが自由にみることができない状態は避けなければならないのではないか。万が一、第三者に漏れた場合に管理の不徹底さが指摘されても仕方がないから

だ。

現在、金融機関における書類の保管は、ほとんどが紙ベースで管理されている。この書類の個人番号部分にマスキングの必要性があるのではないかと。ただ、まったく消してしまうと税務調査などに対応できない。このため、シールで個人番号を見えなくした状態でデータ化し、これを誰もがみることができる状態にしておく。シールを貼った書類は紙ベースでの管理とし別途保管する態勢を考えている金融機関もある。

今号では、番号法の基本と財形事務処理の初期段階での問題を考えてみたが、財形は加入から退職後まで多くの書類が提出される。この他にも懸念される問題が寄せられている。引き続き取り上げていくこととしたい。

### <緊急提言>

番号法と財形事務関連の質問を募ります。メールで本紙送付のアドレスへお送りください。各社の疑問を集め、事務処理のガイドラインの作成を構想しています。どこまでできるかはわかりませんが、少しでも問題解決に寄与できればと考えます。

財形情報 2

## 海外転勤と継続適用不適合事由該当及び払出しの関係

財形住宅貯蓄で海外転勤者の非課税継続適用を受けている者が継続適用不適合事由に該当した場合の課税移行と5年遡及課税の関係が混乱することがあるようだ。継続適用不適合事由に該当したこと

のみでは課税移行になるだけであり、5年遡及課税処理は目的外の払出しを行った場合である。

### 継続適用不適合事由と課税移行

継続適用不適合事由とは、①海

外転勤中に国内での賃金の支払いがなくなること、②出国をした日から7年を経過する日までに国内勤務することにならなかったこと、③国内勤務申告書を提出期限内に提出しなかったこと、である。

### ①の場合

在職していても賃金の支払方法が変わり現地での全額支給となったこと、退職により出国時勤務先からの支払いがなくなることが該当する。いずれも勤務先からの連絡(退職の場合は退職等に関する通知書の提出)によって金融機関は事務処理するしかないが、該当日から起算して1年を経過する日後から課税扱いとなる。

### ②の場合

出国の日から7年経過する日であるから、出国の日の翌日起算で7年後の応当日の前日に当たる。この日を起算日として、1年を経過する日後から課税扱いとなる。

### ③の場合

国内勤務申告書の提出期限は、国内勤務することとなった日から起算して2月を経過する日まで、である。国内勤務の発令があった日から起算して2月後の応当日の前日が期限となる。6月22日が発令日であれば、8月21日が2月経過日であり、同日に提出されなければ、同日起算で1年後の応当日後から課税扱いとなる。

### 継続適用不適合事由後の払出し

#### ①適格払出しの場合

住宅取得等のための払出しが、継続適用不適合事由が生じた後の課税移行前なら、当然非課税での

払出しが可能である。このとき、海外居住か国内居住かは関係ない。

適格払出しが課税移行後となる場合、海外居住か国内居住かで税率が変わるが、税率の変更は払出しとは直接関係はなく、帰国の連絡によって処理される問題である。

#### ②目的外払出しの場合

目的外払出しは、払出し時が海外居住か国内居住かで税率に影響が出る。5年遡及課税ではあるが、過去の利子についても払出し時に生じたものとみなされる(過去の利子も延滞税の対象にならない)ため、遡及課税対象利子すべてが15.315%か20.315%のいずれかが適用される。

## 財形 Q & A

### 代金納付期限通知書での払出しは

**Q** 代金納付期限通知書という書類が提出され、財形住宅貯蓄の払出し要請がありますが、この書類で応じて差し支えないでしょうか。競売物件のようですが、払出し時に注意すべき点がありますか。

**A** 競売の入札で買受人が決定すると売却決定通知書が送付され、その後代金納付期限通知書が送付されます。売却決定通知書でも代金納付期限通知書でも物件の購入の事実関係を確認できますので、この書類で払い出すことができます。

競売物件の購入に勤労者が参加することは多くはないと思われませんが、この分野に知識があれば、通常の流通価格よりはるかに低額で入手できることから、関心を持つこともいいかもしれません。裁判所で「物件明細書」「現況調査報

告書」「評価書」をみることができ、物件の事前チェックは可能ですが、実際に実地検分して詳細をみるわけではないので、その点を考慮しなければなりません。

また、入札参加時に希望価格の20%程度の保証金を納付しなければなりません。この時点では購入が決まっているわけではないので、この保証金に財形住宅貯蓄を充当するわけにはいきません(当然ですが、落札できなかった場合は返金されます)。

最高買受申立額者は身分等のチェックを受け、売却許可の決定が確定したら売却決定通知書が送付されます。その後日をおかず代金納付期限通知書が届きます。これらはいずれも対外的には、競売物件の購入の事実を示すものといえるでしょう。したがって、取得前の払出しの提出書類となりえます。代金を納付すれば、あとは通常の

売買と同様に所有権の移転が行われます(それまでの持ち主が居住している場合があり、明け渡しの作業があるかもしれません)。

財形住宅貯蓄の払出しですが、住宅と土地を併せて購入する場合、このケースでは住宅が消費税の対象になりません。消費税は事業者が事業として資産の譲渡を行う場合に課税されることになっています。不動産会社から購入するのであれば消費税が発生しますが、不動産競売は債権回収のために行われる手続きで、事業者ではなく裁判所によって行われます。このため消費税の課税対象にはなりません。状況によりませんが、住宅と土地の価額が明確でない場合には、払出し限度額の確定には割合表を使うことになるでしょう。また、登記する場合に共有か否か、共有なら財形加入者の持分も事前に把握しておくべきでしょう。

# 金利一覽

平成 27 年 6 月 22 日 (月曜日)

銀行	貯蓄	一般財形		財形住貯		財形年金		店頭定期	
		前回比	前回比	前回比	前回比	300万円未満	前回比		
みずほ	1年	0.025	0.00	0.025	0.00	0.025	0.00	0.025	0.00
	2年	0.04	0.00	0.04	0.00	0.04	0.00	0.03	0.00
	5年	0.03	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00
	10年	0.10	0.00	0.10	0.00	-	-	0.10	0.00
三菱東京UFJ	1年	0.025	0.00	0.025	0.00	0.025	0.00	0.025	0.00
	2年	0.03	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00
	5年	0.03	0.00	0.03	0.00	-	-	0.03	0.00
	10年	-	-	-	-	-	-	0.10	0.00
三井住友	1年	0.025	0.000	0.025	0.000	0.025	0.000		
	2年	0.05	0.00	0.05	0.00	0.05	0.00		
	5年	0.06	0.00	0.06	0.00	-	-	0.03	0.00
	10年	-	-	-	-	-	-	0.10	0.00
りそな	1年	0.025	0.000	0.025	0.000	0.025	0.000	0.025	0.000
	2年	0.03	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00
	5年	0.03	0.00	0.03	0.00			0.03	0.00
	10年	-	-	-	-	-	-	-	-
労金	1年	0.03	0.00	0.03	0.00	0.03	0.00	0.025	0.00
	2年	0.04	0.00	0.05	0.00	0.05	0.00	0.03	0.00
	5年	0.04	0.00	0.05	0.00	0.05	0.00	0.03	0.00
	10年	-	-	-	-	-	-	0.10	0.00
三菱UFJ信託	5年	0.10	0.00	0.10	0.00	-	-	0.03	0.00
みずほ信託	5年	0.08	0.00	0.08	0.00	0.08	0.00	0.03	0.00
三井住友信託	5年	0.08	0.00	-	-	-	-	0.03	0.00

上記表の1年、2年は3年もの期日指定定期 5年、10年はスーパー定期 三井住友の期日指定定期は新規販売なし  
みずほ銀行の5年ものは利付債受け皿の「財形預金プラス」を含む  
みずほ信託は4月より新規募集を取りやめていますが、従前の加入者対象の金利として表示します

## 信託銀行

信託銀行	期間	金銭信託	解約手数料	貸付信託	解約手数料
三菱UFJ	22年10月21日より	0.05(-0.01)	1千円につき1円		
三井住友	22年9月21日より	0.05(-0.02)	1千円につき1円		
みずほ	24年3月21日より	0.05(-0.02)	1千円につき1円		
りそな	24年8月26日より	0.06(-0.01)	1万円につき4円		

注) 金銭信託は7年経過後は手数料無し ( ) 内は各社の前回比 貸付信託は新規販売が停止となったため表示しないこととします

## 長信銀・証券・生保・損保

## ゆうちょ銀行

商品	期間	金利	前月比	手数料等	期間	金利	前週比
みずほ銀行 財形預金プラスへ預替え				農中の利付債手数料 一般、住宅、年金の解約時は 1万円につき100円	6ヶ月～1年	0.035	0.000
新生銀 財形定期に預替え					1年～1年6カ月	0.035	0.000
商中 同上					年金支払時の解約分は1万円 につき50円		
農中 利付債	5月29日～	0.04	0.00				
証券 公社債投信	野村 大和 日興	5月19日	0.07%	02.321以降積立分 1万円につき 2.1円	1年6カ月～2年	0.035	0.000
国債(6月債)	フレンド コスモ みずほ 丸三	0.450 0.429	(0.4% (0.4%	価格は99.52) 1万円につき0.4% 価格は99.72) 同上	2年～2年6カ月	0.035	0.000
生保 平成26年度	各社毎	1.5% または 1.0%		逓減の解約控除あり 2年経過後に 解約手数料はゼロ	2年6カ月～3年	0.035	0.000
損保 平成26年度	各社毎	1.5% または 1.0%		なし	3年～	0.04	0.00

保険の利率は予定利率で便宜上年度表示 証券の公社債投信は実績配当の1例  
新生銀行の利付債は預金へ預替え 商中の利付債は5月で発行取止めて預金へ預替え

財形定期貯金金利(現在は店頭と同水準)